

# 廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

適正な  
処理が確認  
できません。

ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。  
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

## 廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→  
環境省特設ページ



空き地で回収



街中を巡回



チラシを配布  
インターネットで広告



遺品整理業者による  
違法なごみの  
引取り・処理

どうして  
利用しては  
いけないのかな?



不法投棄、不適正処理、不適正な管理による  
火災などの事例が報告されています!



不法投棄

無許可の不用品回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが、不法投棄された事例が報告されています。



不適正処理

環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されます。



不適正な管理による火災

廃家電は電池やプラスチックを含むため、発火・延焼の危険性があり、不適正な管理による火災が発生しています。

正しい廃棄方法は裏面へ!

## 家電リサイクル法の対象品目を処理する方法 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)



① **買い替えるとき** 新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。

② **買い替えずに廃棄だけするとき**

以下のいずれかの方法で処理してください。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。  
(ただし、指定引取場所へ自ら持ち込む場合は収集運搬料金は不要です)

● **指定引取場所へ自分で持ち込む**

事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い、右記の指定引取場所へ直接持ち込んでください。

<最寄りの指定引取場所>

大阪センコー運輸(株)

住所:高槻市芝生町1-51-2

問合せ先:0120-319640

(家電リサイクル券センター)

● **購入した店舗へ引取りを依頼する**

その商品を購入した販売店へ引取りを依頼してください。

● **市へ収集を依頼する**

右記の収集依頼先に収集を依頼してください。

<市への収集依頼先>

環境事業課業務係

連絡先:072-634-0351

## 小型家電リサイクル法の対象品目を処理する方法



● **宅配回収**

茨木市と協定締結しているリネットジャパンリサイクル(株)により宅配回収を実施しています。  
詳細は0570-085-800まで問い合わせるか、「リネットジャパン」で検索してください。

● **拠点回収**

回収ボックスの投入口(35cm×20cm)に入る家電製品全般を回収しています。  
【拠点回収実施施設】

施設名	住所
茨木市役所	駅前三丁目8番13号
生涯学習センター	畑田町1番43号
合同庁舎	東中条町2番13号
庄栄図書館	庄二丁目26番12号
水尾図書館	水尾三丁目3番18号
福井市民体育館	西福井三丁目30番45号



● **ごみとして排出**

拠点回収でも宅配回収でも難しい場合は、大きさを判断しごみ集積場所に排出してください。  
(パソコンは不可)

注意

- ・ 携帯電話やパソコン等の個人情報を含む使用済み小型家電等を廃棄する場合は、ご自身で必ず事前に個人情報を削除してください。
- ・ 電池を取り外せるものについては、取り外してから出してください。取り外した電池は、決められた区分で廃棄してください。
- ・ 一度回収したものは、返却には応じられませんのでご了承ください。